



# 情報ひろば



## 重度心身障がい者等医療費の助成申請忘れはありませんか？

重度心身障がい者等医療費受給者証を所持する方は、医療機関などの窓口で支払いをした医療費について、その領収書などを市に提出することで医療費の助成を受けることができます（ただし、健康保険適用分に限る）。

例）透析にかかる更生医療、難病などの他制度の自己負担分、治療用装具を作ったときの費用、療養費（医師が必要と認めた はり・きゅう、あん摩マッサージ）など

受給者証を所持する方で、払い戻し手続きをしていない方は社会福祉課まで問い合わせください。

問い合わせ **社会福祉課 障がい福祉係**  
☎ 22-2263 FAX 22-2260

## 令和6年度小規模工事等受注希望者の登録申請のお知らせ

本市が発注する小規模な工事などの受注を希望する方を登録し、市内小規模事業者の受注拡大を図ることを目的とした『小規模工事等受注希望者登録制度』の登録申請を受け付けます。

### 対象となる工事

1件が20万円未満の軽易な工事や修繕など

※登録要件があります。詳細は、市ホームページをご覧ください。

受付期間 2月1日(木)～3月21日(木)  
(土・日・祝日は除く。)



問い合わせ **監理課**  
提出先 ☎ 22-2252 FAX 22-2239

## 全国一斉情報伝達試験を実施します

全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用し、全国一斉情報伝達試験を実施します。防災行政無線による最大音量の放送、防災・行政メールの送信などが行われます。

とき 2月9日(金) 午前11時ごろ

問い合わせ **防災対策課**  
☎ 22-2235 FAX 22-2248

## 令和6年度 市立小・中学校入学の手続き

令和6年4月に市立小学校、中学校に入学される子どもの保護者の方に、学校教育課（東館3階）から入学通知を送付しています。入学届に記名のうえ、2月末日までに、指定された学校へ提出してください。

### ◆小学校入学該当者

平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ

### ◆中学校入学該当者

平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ

なお、入学したい事由がある場合や、指定された学校以外の学校へ入学することを希望される場合は、学校教育課へ申し出てください。

問い合わせ **学校教育課**  
☎ 22-2273 FAX 22-2270

## みんなで取り組む“ごみ減量”

年末の大掃除などで出た粗大ごみについて

「おいくら」、「羽毛ふとんのリサイクル」をぜひ活用してください！



羽毛ふとん（羽毛（ダウン）50%以上）のリサイクルにご協力ください！

### 回収場所

- ・市役所本館2階事業推進課（平日午前8時30分～午後5時）
- ・吉野川市リサイクルセンターおよび山川不燃物処理場（粗大ごみ自己搬入日）

回収方法 直接持ち込んでください。

問い合わせ **事業推進課**  
☎ 22-2287 FAX 22-2247  
**運転管理センター**  
☎ 25-2111 FAX 25-2112

## 統計調査員のお仕事をしてみませんか？

国勢調査や経済センサスなどの、統計調査業務に従事する統計調査員を募集しています。

### ●統計調査員の仕事

▽調査によって仕事内容は若干異なりますが、おおまかな流れは以下のとおりです。

- ①調査員事務打合せ（説明会）に出席する。
- ②担当する調査区の範囲と調査対象を確認する。
- ③調査対象に調査票を配布し、記入の依頼をする。
- ④調査対象を再度訪問し、記入された調査票を回収する。（※非接触の方法が導入されています）
- ⑤回収した調査票を検査・整理し、調査関係書類一式を市へ提出する。

▽ほとんどの調査で、約2カ月間、統計調査員として従事することになります。

### ●統計調査員の身分と待遇

▽調査期間中、国または県から任命された非常勤の公務員としての身分を有します。

▽調査で知りえた内容を外部に漏らすことは法律で強く禁じられています。

▽調査活動に従事した対価として、報酬が支払われます。（1地区を担当しておおよそ3万円程度）

※報酬額は調査の種類や件数などにより異なります。

### ●応募要件

▽市内に居住する20歳以上の方で、責任を持って調査事務を遂行できる方

▽税務、警察および選挙に直接関係のない方

▽暴力団員または暴力団密接関係者でない方

### ●応募方法

統計調査員は登録制となっています。

募集は随時行っていますので、応募する方は、上記の内容を確認し、まずは電話にて総務課 統計情報係まで連絡してください。

登録をしたのち、希望の時期や地区に沿って各統計調査業務を案内します。（※調査の実施時期や対象地区によっては、すぐに案内しかねる場合もあります）

その他の質問についても、気軽に問い合わせください。

●問い合わせ **総務課** ☎22-2231 FAX22-2244

### 人権とびとす

#### Withの精神

「徳島学院」というところ  
がどのような施設であるのか、ご存じない方が圧倒的に多いのではないかと思います。ひよっとすると存在すら知らない方もいるのではないかと思います。

「徳島学院は個に応じた教育や子育ての原点がある」  
徳島学院は、児童福祉法に基づき、県が設置した児童福祉施設で、学校や家庭で適応が困難な18歳未満の子どもたちを受け入れ、心身の成長を支援するところです。同敷地内には大麻中学校広塚分校・分教室があり、子どもたちは徳島学院で生活し、広塚分校で学んでいます。学院と分校が「Withの精神」で、常に児童生徒に寄り添った支援を行っています。

生活支援では、全寮制で、子どもたちが安心して生活

「この子どもたちが、施設職員や分校職員に愛され、存在を認められ、「もう、連れの前で虚栄を張らなくていい」「もう、虐待を受けたり、裏切られたりすることもない」「学校で認められず、暴れなくていい」と、本当の素の自分でいられるところが徳島児童自立支援施設「徳島学院」なのです。

私たちは、こうしたさまざまな場所で学んだ子どもたちが力まず生活できる環境づくりをしていきます。

問い合わせ  
市青少年育成補導センター  
☎ 2516620  
FAX 2516621